



茨城県報

第 2294 号

平成23年6月23日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（2件）（障害福祉課）…………… 2
- 茨城県建設工事入札参加資格審査要項の一部改正（監理課）…………… 3

（選挙管理委員会）

- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定…………… 10

公 告

- 事業計画変更の縦覧（つくば地域振興課）…………… 10
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 10
- 特別保護地区の指定について（3件）（環境政策課）…………… 12
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 14
- 道路の位置の指定（2件）（建築指導課）…………… 15
- 軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）…………… 15
- 入札公告（計量検定所）…………… 15

（企 業 局）

- 阿見東部工業団地の造成工場敷地の借受人の公募について…………… 18

（警 察 本 部）

- 入札公告…………… 18

告 示

茨城県告示第736号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810101311	障がい者就労支援施設オオダラ作業所	水戸市大足町971-1	有限会社はなぶさ	水戸市加倉井町915-4	平成23年6月1日	就労移行支援

茨城県告示第737号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0813400025	久慈川荘介護センター居宅介護事業所	久慈郡大子町北田気551-1	社会福祉法人清和会	久慈郡大子町北田気551-1	平成23年6月1日	行動援護

茨城県告示第738号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主な届出の内容

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
0814400024	生活介護 響	生活介護	事業所の所在地	北相馬郡利根町横須賀147	北相馬郡利根町横須賀153-3

2 変更年月日

平成23年6月1日

茨城県告示第739号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃 止 年月日	サービ スの 種 類
0812600112	障がい者就労支援施設ゴダイファクトリー	那珂市後台2119-3	有限会社ワンダー	ひたちなか市高野132-1	平成23年5月31日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第740号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
0812600112	児童デイサービス キッズハウス トイロの虹	那珂市後台2119-3	有限会社ワンダー	ひたちなか市高野132-1	平成23年5月31日	児童デイサービス

茨城県告示第741号

茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）の一部を次のように改正する。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

第6条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 県内建設業者

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）（第7条第4項の規定により電子情報処理組織を使用して資格審査の申請を行わない者に限る。）
- イ 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- ウ 建設業労働災害防止協会加入証明書（加入している者に限る。）
- エ 総合評定値通知書の写し
- オ 建設工事入札参加資格調書（その1）（様式第2号）
- カ 建設工事入札参加資格調書（その2）（様式第2号の2）（第7条第4項の規定により電子情報処理組織を使用して資格審査の申請を行わない者に限る。）
- キ ほ装工事に係る技術職員資格調書（様式第3号）（ほ装工事に係る入札参加資格の審査を受けようとする者に限る。）
- ク 工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）別記様式第2号）
- ケ 技術者一覧表（建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）別記様式25条の11、別紙2）
- コ 税務署が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書
- サ 登記簿謄本の写し（法人の場合に限る。）又は身分証明書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- シ 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書
- ス 障害者雇用状況調書（様式第4号）（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に掲げる障害者を雇用している者に限る。）
- セ ISO9001認証の取得に係る登録証及び付属書の写し（JISQ9001:2000（ISO9001:2000）又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認証協会（以下「JAB」という。）と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が行うものを取得している者に限る。）
- ソ 建設工事入札参加資格地位承継承認通知書の写し（第8条第2項の規定に基づく建設工事入札参加資格決定通知書を受けた者2者以上（いずれの者も県内に本店を有する場合に限る。）が平成15年12月24日以降に第11

条第 1 項第 1 号に掲げる合併又は第 4 号及び第 5 号に掲げる営業の譲り受け（以下「合併等」という。）をした履歴を有する者で、当該合併等の日が参加資格の有効期間の初日の属する年の前年を基準として過去 5 年目以降であるものに限る。）

タ 登記簿謄本の写し（平成16年10月26日以降に中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 5 条の17の規定に基づく設立の認可を受けた協業組合（すべての組合員が県内に本店を有する者である場合に限る。）設立の履歴を有する者で、当該設立認可の日が参加資格の有効期間の初日の属する年の前年を基準として過去 5 年目以降であるものに限る。）

チ 育児休業・介護休業についての規定がある労働協約若しくは就業規則（育児休業・介護休業について定めがある場合に限る。常時10人以上の労働者を使用する場合、労働基準監督署の受付印のあるもの。）

ツ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画の承認通知書の写し（申請日前 5 年間に承認を受けたものに限る。）

テ ISO14001 認証の取得に係る登録証及び付属書の写し（JIS Q 14001:2004（ISO 14001:2004）又はこれらと一致する規格に基づく認証で、JAB又はJABが相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が行うものを取得している者に限る。）又はエコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードのいずれかの認証取得に係る登録証の写し（それぞれ財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター、社団法人エコステージ協会、特定非営利活動法人KES 環境機構が認証・登録を行うものを取得している者に限る。）

ト 茨城県エコ事業所登録に係る登録証の写し（テに掲げる登録証を提出している者を除く。）

ナ 子育て応援宣言登録証の写し（茨城県保健福祉部子ども家庭課が募集する「子育て応援宣言」に登録（更新を含む）されている者に限る。）又は茨城県商工労働部労働政策課が実施する「仕事と家庭の調和推進計画」の受理通知書

ニ 新規雇用者状況報告書（様式第 4 号の 2）（平成23年 1 月 1 日時点で平成22年 1 月 1 日現在より常勤の職員が増加している場合に限る。）

ヌ 消防団協力事業所表示証の写し

ネ 茨城県（企業局、病院局及び茨城県の出先機関を含む。以下同じ。）と締結した防災協定書・証明書等の写し（資格審査の基準日において有効なものを有する者に限る。）

ノ 茨城県立地希望企業紹介制度実施要項第 6 条の規定に基づく「契約成立通知書」（茨城県又は茨城県開発公社が事業主体となっている造成地のうち3,000平方メートル以上の土地について平成18年 4 月 1 日から平成23 年 3 月31日までの期間に、通知がなされている場合に限る。）又は茨城県の事業用地を購入して自社の本社等を設立した際の県との売買契約書及び土地並びに建物の登記簿謄本（茨城県又は茨城県開発公社が事業主体となっている造成地のうち3,000平方メートル以上の土地について平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの期間に、売買契約の締結及び土地・建物の登記がなされている場合に限る。）

(2) 県外建設業者

ア 前号アからサまでに掲げる書類

イ 県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書（茨城県の納税義務がある者に限る。）

ウ 障害者雇用状況調査（様式第 4 号）（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第 2 条に掲げる障害者で県内に住所を有する者を雇用している者に限る。）

エ 営業所等の状況調査（様式第 4 号の 3）及び建設業許可申請書様式第一号別表の写し（建設業法の主たる営業所が茨城県外にあり、茨城県内に建設業法上の営業所がある場合に限る。）

第 6 条第 2 項第 1 号コを削除する。

第10条第 1 項第 1 号コを削除する。

様式第 2 号及び様式第 4 号の 2 を次のように改める。

様式第 2 号

建設工事入札参加資格調書 (その 1)

行政庁記入欄 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

住 所

商号又は名称

代表者氏名

申請区分

☐ 1 : 新規

大臣・知事コード 許可番号 ((例) 大臣 0 0 ー, 茨城県 0 8 ー)

☐ ☐ ー ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

審査基準日 (経営事項審査)

主たる営業所の電話番号 (ーハイフンで区切る)

☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

ほ装工事特別技術職員 (ほ装工事の業種を入札参加希望する場合に記載すること)

☐ 0 : なし 1 : あり

(1) 県内 (本店) 業者及び県内居住の障害者を雇用している県外 (本店) 業者

障害者雇用の状況

☐ ☐ 人

(2) 県内業者のみ記入

建災防の状況

☐ 0 : 未加入 1 : 加入

ISO 9 0 0 1 認証取得の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

防災協定締結の状況

☐ 0 : なし 1 : あり (茨城県と締結) 2 : あり (茨城県以外と締結)

消防団協力事業所認定の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

環境マネジメントシステムの認証取得の状況

☐ 0 : なし 1 : ISO14001 2 : エコアクション 21 3 : エコステージ
4 : KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

茨城エコ事業所登録の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

「子育て応援企業登録」又は「仕事と生活の調和推進計画届出」の状況

☐ 0 : なし 1 : 子育て応援企業 2 : 仕事と生活の調和推進計画

育児休業・介護休業の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

経営改善の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

雇用対策の状況

☐ ☐ 人

(3) 県内業者及び県外業者

企業立地等の状況

☐ 0 : なし 1 : あり

(裏 面)

記 載 要 領

- 1 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 2 「行政庁記入欄」は、記入しないこと。
- 3 「大臣・知事コード」の欄には、国土交通大臣の許可を受けているものは「00」を、茨城県知事の許可を受けている者は「08」を、他の都道府県知事の許可を受けている者は該当するコードをカラムに記入すること。「許可番号」の欄には、例えば 000123 のように、右詰めで記入し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 4 「審査基準日（経営事項審査）」の欄には、入札参加資格申請書に添付する総合評定値通知書に記載された審査基準日を記入し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。
- 5 「主たる営業所の電話番号」の欄及び「電話番号」の欄には、市外局番、局番、及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、左詰めで記入すること。
- 6 「ほ装工事特別技術職員」の欄は、ほ装を入札参加資格希望業種とした場合において、次に掲げる基準のいずれかを満たすときは「1」を、満たさないときは「0」をカラムに記入すること。
 なお、常勤の判断基準日は申請日とする。
 - (1) 常勤の一級舗装施工管理技術者が1名以上いること。
 - (2) 常勤の二級舗装施工管理技術者が2名以上いること。
 - (3) 常勤の一級建設機械施工技士が1名以上いること。
 - (4) 常勤の二級建設機械施工技士のうち第三種、第四種又は第五種である者が1名以上いること。
- 7 「障害者雇用の状況」の欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下この項において「施行規則」という。）第8条の規定に基づき障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この項において「法」という。）第2条に掲げるものをいう。）の雇用に関する状況を報告した者（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者及び県内居住の障害者を雇用している県外（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）は、法第43条第2項の規定に基づく雇用率を超えて障害者を常用労働者として雇用している場合に当該超過した人数を、施行規則第8条の規定に基づく報告をしていない者は、障害者の雇用人数をそれぞれ申請日現在でカラムに右詰めで記入し、右詰めで空位のカラムには「0」を記入すること。なお、記入すべき障害者を雇用していない場合には、「00」をカラムに記入すること。
- 8 「建災防の状況」の欄には、建設業労働災害防止協会加入証明書を提出した者は「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 9 「ISO9001認証取得の状況」の欄には、申請日現在において有効な、JIS Q 9001:2000（ISO 9001:2000）又はこれらと一致する規格に基づく認証で、財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が行うものを取得している者（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）は「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること。
- 10 「防災協定締結の状況」の欄には、審査基準日（経営事項審査）現在において、茨城県（出先機関を含む。）と防災協定を締結している場合は「1」を、国の機関や茨城県以外の地方公共団体と防災協定を締結している場合は「2」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 11 「消防団協力事業所認定の状況」の欄には、原則として申請日現在（ただし、市町村が申請日現在消防団協力事業所表示制度を定めていない場合は茨城県が別に定める日）において、市町村から消防団協力事業所表示証を受けている場合には「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 12 「環境マネジメントシステムの認証取得の状況」の欄には、申請日現在において有効な財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が行うISO 14001認証を取得している場合には「1」を、エコアクション21認証を取得している場合は「2」を、エコステージ認証を取得している場合は「3」を、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード認証を取得している場合は「4」を、それ以外のものは「0」を記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 13 「茨城エコ事業所の登録の状況」については、申請日現在、茨城県生活環境部環境政策課が実施する「茨城エコ事業所」に登録（※ただし平成23・24年度の定期受付については、平成23年3月31日までに登録。）されている場合には「1」を、それ以外の者は「0」を記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 14 「子育て応援企業の登録の状況」申請日現在、茨城県保健福祉部子ども家庭課が募集する「子育て応援宣言」に登録（更新を含む）されている場合には「1」を、「仕事と生活の調和推進計画届出」については、申請日現在、

茨城県商工労働部労働政策課が実施する「仕事と生活の調和推進計画」の届出（又は受理通知書）がなされている場合「2」を、それ以外の者は「0」を記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。

- 15 「育児休業・介護休業の状況」の欄には、申請日現在において就業規則又は労働協約（労働基準監督署の受付印があるものに限る。）において、育児休業・介護休業を制度化している場合には「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 16 「経営改善の状況」の欄には、申請日前5年間に於いて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画の承認を受けている場合若しくは地域における中小・中堅建設業の新分野進出定着促進モデル構築支援事業に採択されている場合は「1」を、それ以外の者は「0」をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 17 「雇用対策の状況」の欄には、平成23年1月1日時点で平成22年1月1日現在よりも常勤の雇用者が増加した場合は増加した人数をカラムに記入すること（県内（本店（建設業法上の主たる営業所））事業者のみ。）。
- 18 「企業立地等の状況」の欄には、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間において、茨城県立地推進室が実施する茨城県立地希望企業紹介制度実施要項に基づく「契約成立通知書（茨城県知事通知）」がなされている場合、又は茨城県の事業用地を購入して茨城県との売買契約かつ自社の本社等を建設して土地の登記及び建物の登記がなされている場合（茨城県又は茨城県開発公社が事業主体となっている造成地であり、対象となる土地の面積が3,000平方メートル以上の場合に限る。）は「1」を、それ以外は「0」をカラムに記入すること。

様式 4 号の 2

行政庁記入欄

雇 用 者 状 況 調 書

申請日 _____

住所

商号又は名称

代表者

印

1 平成22年 1 月 1 日現在の常勤の正規雇用人数 人 (A)2 平成23年 1 月 1 日現在の常勤の正規雇用人数 人 (B)(B - A) 人 (C)

3 C の正規雇用者の内訳

	氏 名	年 齢	職名又は業務内容	雇用した日	常勤及び正規雇用であることの確認書類 (添付書類)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 3 の欄が不足した場合は別紙にて記載のこと。

注) 常勤の職員の考え方については、経営事項審査の常勤性の確認方法に準じる。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

（ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

茨城県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定を次のとおり行った。

平成23年6月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人健誠会 特別養護老人ホームシニアガーデン別館	つくば市大曾根3699-3

2 指定年月日 平成23年6月14日

公 告

●事業計画変更の縦覧

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業の事業計画を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同法同条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画に定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成23年7月21日までに茨城県知事に意見書を提出することができる。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 縦覧期間 平成23年6月24日から平成23年7月7日までの2週間
- 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- 縦覧場所 つくばみらい市小張5242番地1（つくばみらい市陽光台1丁目127街区2画地）
みらい平情報ステーション
水戸市笠原町978-6
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年8月10

日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 6 月 10 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 フードバンク茨城

3 代表者の氏名

菅 谷 則 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市梅園 2 丁目 27-7 パームハイツ 105 号室

5 定款に記載された目的

この法人は、規格外などの理由で捨てられてしまう食品を、食品関連企業や農業関係者などから寄贈していただき、社会的支援を必要とする人たちに食事提供をしている非営利団体へ食品を届ける活動などを行う。そのことで、食の有効活用や食を大切にする文化をさらに促進し、もって要支援者の生活向上や明るく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 23 年 8 月 15 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 6 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 健康な農産物を考える会

3 代表者の氏名

半 村 豊

4 主たる事務所の所在地

茨城県猿島郡境町大字大歩 1790 番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、農業従事者に対して、有機肥料及び土壌改良の研究及び開発を行い、土壌汚染等を改良し環境保全型農業を推進し、安心して食べられる農産物の育成を支援する事業を行い、広く県民の利益の増進に寄与する事を目的とする。また、県、各大学、地元企業、個人等と連携することにより、安全で活力あるまちづくりの推進に寄与するとともに経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の6の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

佐白山特別保護地区

2 特別保護地区の区域

佐白山鳥獣保護区の区域内において、国有林笠間事業区中51林班のい，ろ1，ろ2，ろ3，は，に，ほ，へ，と1，と2，と3，ちの各小班の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10年間

4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案**(1) 特別保護地区の指定区分**

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

佐白山鳥獣保護区は、周辺を笠間県立自然公園や風致保安林に囲まれ、自然環境が豊かで、野生鳥獣の生息に適している。

特にこの地区は、笠間県立自然公園の特別地域や風致保安林が含まれ、スジダイ、カシ類がうなる暖温帯性の森林を中心に豊かな自然が残され、多くの野生鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、佐白山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県総務部地域支援局県民センター総室県央環境保全室

笠間市市民生活部環境保全課

6 縦覧期間

平成23年6月23日から平成23年7月6日まで

●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の5の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の 6 の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

鹿島特別保護地区

2 特別保護地区の区域

鹿島鳥獣保護区の区域内において、鹿島神宮の境内地の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成23年11月 1 日から平成33年10月31日までの10年間

4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

鹿島鳥獣保護区は、鹿嶋市の中西部に位置し、県指定文化財である鹿島神宮を中心として山林、原野が多い地域である。このような自然環境を反映して多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、鹿島神宮の境内地に広がる樹叢は、神宮の長い歴史とともに生育してきたため巨樹巨木が多く、県内随一の照葉樹林として、県指定の文化財になっている。また、水郷筑波国定公園特別地域に指定されており、自然環境に恵まれているため、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域である。

このため、当該区域は、鹿島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県鹿行県民センター環境・保安課

鹿嶋市環境経済部環境課

6 縦覧期間

平成23年 6 月23日から平成23年 7 月 6 日まで

●特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第 1 項の規定により特別保護地区を指定したいので、法第29条第 4 項において準用する第28条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の 5 の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、当該特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、次の 6 の期間中に茨城県知事に指針案についての意見書を提出することができる。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 特別保護地区の名称

東海特別保護地区

2 特別保護地区の区域

東海鳥獣保護区の区域内において、東海村大字豊岡字向渚 1 番地 2, 1 番地 7, 3 番地, 4 番地, 7 番地, 13 番地 2 及び 39 番地に係る区域

3 特別保護地区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日までの10年間

4 当該特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

東海鳥獣保護区は、東海村の太平洋沿岸に位置し、クロマツ、アカマツなどの針葉樹やシラカシなどの常緑広葉樹に富み、林床には多様な植物が生育している地域である。このような自然環境を反映して、年間を通して多様な鳥類・哺乳類が生息しており、オオタカやミサゴなどの希少な鳥類の姿も見られる。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は久慈川河口に隣接しており、自然環境保全地域に指定されていることから、野生鳥獣の食餌、給水の条件に恵まれた良好な生息地として重要な区域となっている。

このため、当該区域は、東海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5 縦覧場所

茨城県生活環境部環境政策課

茨城県総務部地域支援局県民センター総室県央環境保全室

東海村経済環境部環境政策課

6 縦覧期間

平成23年6月23日から平成23年7月6日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字寺子1630番93

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字実穀1630番地29

染 谷 利 男

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
県総指令 第54号	平成23年 6 月16日	株式会社 那珂ハウジ ング 代表取締役 川野 勝行	那珂市竹ノ内2丁目 11番地の4	那珂市菅谷字鷺内167 番4	メートル 5.20	メートル 29.42

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年 6 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北七建指令 第3号	平成23年 6 月16日	大飼建設株 式会社 代表取締役 大飼 繁直	日立市東大沼町三丁 目27番33号	常陸大宮市中富町 1013番7, 1016番7	メートル 5.00	メートル 49.60

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成23年 6 月13日以降無効とする。

平成23年 6 月23日

土浦県税事務所長 佐 藤 博 俊

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び名称
農業	100リットル	G500391	1 枚	平成22年 7 月 1 日 ～ 平成23年 6 月30日	取手市毛有111 茨城みなみ農業協同組合 藤代・取手地区営農経済センタ ー

●入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成23年 6 月23日

茨城県計量検定所長 朝 日 進 一

1 担当部署

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3丁目14番3号

茨城県計量検定所 指導課庶務担当

電話 029-221-2763

2 入札対象補修工事

- (1) 補修工事名 茨城県計量検定所庁舎補修工事
- (2) 補修工事場所 水戸市三の丸3丁目14番3号
- (3) 補修工事概要 東日本太平洋震災による庁舎等補修工事
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成23年7月30日まで

3 競争参加資格

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 水戸土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (4) 次に掲げるすべての基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象補修工事に配置できること。
 - ア 一級又は二級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - イ 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。
- (5) 過去5年以内に、茨城県発注の建設工事等を施工した実績があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (7) 茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 建設工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

4 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期間

公告の日から平成23年6月30日（木）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

1の担当部署に同じ。

5 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を持参又は郵送により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

(ア) 申請書及び資料の受付期間

公告の日から平成23年6月30日（木）まで（ただし、休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送による受付期間は平成23年6月30日（木）必着（簡易書留郵便に限る。）

(イ) 申請書及び資料の提出先

1 の担当部署と同じ。

(2) 申請書及び資料の詳細については、入札説明書による。

6 入札手続等

(1) 競争入札執行の日時及び場所

(ア) 日時 平成23年7月14日(木) 午前10時から

(イ) 場所 茨城県計量検定所庁舎 2階 会議室

(2) 入札保証金 免除する。

(3) 契約保証金 免除する。

7 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名又は押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をしたとき

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 契約書の作成の要否

要

10 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

3(2)に掲げる一般競争入札の参加資格の認定を受けていない者(更生会社については、会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。)も、5により申請書及び資料を提出することができる。

ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

11 その他

(1) 競争入札参加者または契約の相手方が本件の入札または契約に要する費用については、すべて競争入札参加者または契約相手方が負担するものとする。

(2) 詳細は入札説明書による。

~~~~~  
( 企 業 局 )

●阿見東部工業団地の造成工場敷地の借受人の公募について

阿見東部工業団地の造成工場敷地について、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定に準じ、その借受人を次のとおり公募します。

平成23年 6 月23日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

1 貸付する造成工場敷地の所在地

茨城県稲敷郡阿見町大字星の里地内

2 貸付面積等

| 画地      | 面積 (㎡) | 貸付価格 (年額：円／㎡) |
|---------|--------|---------------|
| 第 7 号画地 | 51,304 | 797 ～         |
| 第15号画地  | 30,558 | 771 ～         |
| 第16号画地  | 33,968 | 740 ～         |
| 第17号画地  | 37,707 | 771 ～         |

3 貸付期間

20年以内（ただし、協議のうえ変更可能）

※借地借家法第23条に基づく事業用借地権

4 貸付条件

公募要領に定める申込資格を満たすこと。

5 申込書受付期間

平成23年 7 月 7 日（木）～ 7 月21日（木）まで（ただし、土日祝祭日は除く）

なお、当該期間に応募がなかった場合は、申込書を随時受け付け、申込者の中から審査・選考のうえ借受人を決定します。

6 申込に必要な書類

公募要領に定める「造成工場敷地借受申込書」及び添付書類

7 公募要領の交付及び申込受付場所

茨城県企業局企画経営室

〒310－8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

029－301－4938(直通)

~~~~~  
(警 察 本 部)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

平成23年 6 月23日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物件名

夏制服の製造請負

(2) 調達する物件の仕様及び数量

入札説明書（仕様書）による。

(3) 納入期限

平成23年10月 7 日

(4) 納入場所

茨城県警察本部

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、入札説明書に示す資格を有すること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書を、4 に示す場所に、平成23年 7 月 8 日正午までに提出（電子申請及び郵便申請の場合は到達）していること。

(3) 入札説明書に示した製造請負物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入することを証明した者であること。

(4) 製造請負物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体もしくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法

人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310－8550 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部警務部会計課 調度担当

電話 029－301－0110 内線2235

(2) 入札説明書の交付期間

平成23年 6 月23日から平成23年 7 月22日までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める県の休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成23年 8 月 2 日午後 2 時00分（郵送による入札の場合は、平成23年 8 月 1 日午後 5 時00分）

(4) 開札の日時及び場所

平成23年 8 月 2 日午後 2 時00分 茨城県警察本部 2 階入札室

4 資格審査申請書の提出先

〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度グループ

電話 029－301－4875

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に 2 の(3)及び(4)を証明する書類を添付して、 3 の(1)に示す場所に平成23年 7 月25日午後 5 時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号。）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required :

The production contracts such as summer uniforms

(2) Delivery date :

By 7. October. 2011

(3) The places for setting :

Ibaraki Prefectural Police Headquarters

(4) Time-limit for tender :

5:00 pm 1 August 2011 in case of mail

2:00 pm 2 August 2011 in person

(5) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan
310-8550

Phone: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 （代）